

仕様書

1 業務委託名

大河ドラマ「どうする家康」ゆかりの地パンフレット及びパネル製作業務委託

2 業務委託期間

契約締結の日から令和4年12月26日（月）まで

3 委託業務の目的等

大河ドラマ「どうする家康」が令和5年1月から放送されることを契機として、主人公の徳川家康が天下統一を果たした関ヶ原を中心に、県内のゆかり地への注目が高まることが期待されることから県内各地に存在するゆかりの地への誘客促進を継続的に図るため、各種広報物等の作成等を通じて県内ゆかりの地の魅力発信を行うものである。

4 業務内容

県内27市町村（56資源）に存在する大河ドラマ「どうする家康」関連のゆかりの地について、以下の業務を実施すること。

なお、業務の実施にあたっては、ロゴ・デザイン・配色・表現など、可能な限り統一することで、高いPR効果を発揮すること。

（1）ゆかりの地紹介パンフレットの製作

「どうする家康」ゆかりの地の魅力を発信するためのパンフレットを以下のとおり製作すること。

① 取材・写真撮影等

- ・別表「岐阜県『どうする家康』ゆかりの地」について取材を行い、概要や基本情報だけでなく、その背景にある歴史や文化、関連人物などを整理すること。
- ・取材の際、1か所につき、最低5点以上の写真を撮影すること。撮影にあたっては、広報媒体として掲載に堪える写真の品質を保持すること。

（撮影方法）

- ・画素数800万画素以上のデジタル一眼レフカメラを用いること。
- ・撮影したデジタルデータの納品は、下記のとおりとすること。

撮影データ一式（rawデータ及びjpegデータ）

■rawデータ：4.6MB（3072×2048ピクセル）以上

■jpegデータ：2.4MB（3072×2048ピクセル）以上

- ・ゆかりの地の情報と併せて周辺の観光地の情報を掲載できるよう、取材・情報収集を行うこと。

② 校正要素・デザイン・校正

下記の構成要素を入れた誌面デザインを作成し、委託者と協議のうえ、決定すること。

【構成要素】

- ・時代背景、関ヶ原の戦いの概要

- ・有識者インタビュー
- ・ゆかりの地紹介、周辺観光施設の紹介
- ・県内で起きた他の天下分け目の決戦の紹介（壬申の乱、承久の乱）
- ・アクセスマップ

【留意事項】

- ・①の結果をもとに原稿を作成すること。
- ・表紙については、デザイン案を3点以上作成し、A4サイズ用の紙にカラー印刷したものを提出すること。
- ・ゆかりの地の情報については、数多くあるゆかりの地を限られたスペースで効果的に表現するための構成案を示すこと。（1市町村につき、最低1つはゆかりの地の情報を掲載すること）
- ・掲載内容については、有識者の監修を受けることとする。なお、監修やインタビューを受ける有識者については、3人以上、候補者を提示すること。
- ・構成や編集にあたっては、随時、委託者と協議のうえ行うこと。

③ 印刷・納品

上記①～②で制作したデータを元に冊子を作成すること。

ア 体裁：A4、針金中綴じ、20ページ以上、4色刷り

イ 用紙：マットコート紙 四六判 90kg以上

ウ 校正：10回以上、色校正1回以上

エ 作成部数：1万部以上

オ 納品期限：令和4年12月26日（月）

カ 納品先：県が指定する場所（県内30ヶ所程度）

オ 備考：制作した原稿データ（AI及びPDF形式）を、CD-RまたはDVD-Rにて県観光資源活用課に納品すること。

（2）ゆかりの地紹介パネル等の製作

業務内容（1）で取材した情報をもとにしたゆかりの地紹介パネルを以下のとおり製作すること。

（ア）数量 15枚以上×5セット

（イ）掲載内容 ゆかりの地の情報については、数多くあるゆかりの地を限られたスペースで効果的に表現するための構成案を示すこと。（1市町村につき、最低1つはゆかりの地の情報を掲載すること）
なお、構成や編集にあたっては、随時、委託者と協議のうえ行うこと。

（ウ）仕上げサイズ B1×厚み5mm程度

（エ）印刷 フルカラー、インクジェット

（オ）校正 特段の指定ない限り2回以上行うこと。

（カ）納品 制作したパネル及びデザインデータ（AI、JPEG、PDF）を

CD-R または DVD-R にて令和 4 年 1 2 月 2 6 日（月）までに県観光資源活用課へ納品すること。

なお、ゆかりの地紹介パネル 2 セット程度については、県が指定するパネル展会場（県内想定）に配送を行うこと。

- (キ) その他 パネル展の開催に合わせたタイトルボードを作成し、上記のパネル展会場に配送すること（サイズ：W2000mm 程 × H 500mm 程）

5 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の 1、2 の書類を提出すること。

- (1) (a)～(b) の内容を含む実績報告書
 - (a) 業務の実施期間及び内容
 - (b) その他、業務の実施状況
- (2) 委託業務完了届

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）及び「個人情報取扱特記事項（別記）」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

7 著作権等の取扱いについて

「別添 著作権等取扱特記事項」によるものとする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができる。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

10 その他

- ・ 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別添

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。

一 原稿、原画

二 写真

三 その他本業務の実施に際し製作したもの

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

一 受託者の従業員

二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、県に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 県は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、県に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物 (Adobe Illustrator 形式等の編集可能な形式でDVD-R等に保存したもの) を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、県に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、県からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、県に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受託者は、県が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、県が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、県の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を県に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

- 第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、県に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
 - 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、県の求めに応じて、その状況等を県に報告しなければならない。
 - 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を

変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を県に提出して県の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、県の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、県に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 県は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めると及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、県から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により県に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、県と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

第 15 県は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、県にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県が損害を被った場合には、県にその損害を賠償しなければならない。

別表 岐阜県「どうする家康」ゆかりの地

岐阜圏域（7市町、12資源）

岐阜市

- 岐阜城（稲葉山城）
- ぎふ長良川の鵜飼

各務原市

- 伊木山城
- 新加納陣屋

本巣市

- 三英傑に仕えた武人古田織部
- 教念寺の家康の腰掛け石
- 智勝院

羽島市

- 大須観音（真福寺）

山県市

- 桔梗塚（明智光秀の墓）

瑞穂市

- 十七条城跡（船木城跡）

笠松町

- 鮎鮠街道・笠松問屋跡
- 新加納陣屋

中濃圏域（6市町、13資源）

美濃加茂市

- 瑞林寺（家康へ「干柿」を献上した「柿寺」）

可児市

- 美濃金山城をはじめとする山城群
- 美濃桃山陶の聖地

関市

- 関の刃物（美濃伝）関鍛冶伝承館
- 小瀬鵜飼

美濃市

- うだつの上がる町並み
- 徳川家康の采配 美濃和紙
- 小倉山城跡

郡上市

- 郡上八幡城
- 郡上おどり
- 郡上八幡の城下町

御嵩町

- 戦国最強の武将「可児才蔵」出生地
- 中山道御嶽宿

西濃圏域（8市町、19資源）

大垣市

- 大垣城／石田三成
- 華溪寺
- 美濃路／徳川家康

海津市

- 初代今尾藩主 竹腰正信

関ヶ原町

- 関ヶ原古戦場（決戦地）
- 徳川家康最初陣地（桃配山）
- 徳川家康最後陣地（陣場野公園）
- 関ヶ原古戦場記念館

輪之内町

- 徳川将軍家御膳米
- 丸茂兼利と福束城
- 北塚（福束の戦い兵墓）

安八町

- 森部川古戦場薬師堂
- 美濃路一里塚
- 光顕寺

垂井町

- 菩提山

神戸町

- 家康が立ち寄った白山神社

揖斐川町

- 春日局公園
- 宇喜多秀家ゆかりの地
- 小西神社

東濃圏域（3市、6資源）

土岐市

- 妻木城跡・妻木城土屋敷跡
- 土岐高山城
- 織部の里公園

恵那市

- 重箱獅子

中津川市

- 徳川秀忠黒印状
- 苗木城跡

飛騨圏域（3市村、6資源）

下呂市

- 桜洞城
- 萩原諏訪城

飛騨市

- 増島城址
- 小島城
- 東町城跡（神岡城）

白川村

- 白川八幡神社境内釈迦堂

※どうする家康ゆかりの地に加え、本書に掲載するゆかりの人物や文化についても取材を行うこと。